

公 告

このことについて、機構として下記のとおり建設工事に係る有資格業者の取引停止を講じましたので、公告します。

記

1 取引停止措置業者名等

新明和工業株式会社

法人番号 7140001082323（国土交通大臣許可 第 004305 号）

2 取引停止措置期間

2 か月（令和 7 年 7 月 8 日～令和 7 年 9 月 7 日）

3 取引停止の理由

新明和工業（株）は、公正取引委員会により、令和 7 年 3 月 24 日、建設業者が発注する特定エレベーター方式 P S 設置工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。

なお、同社については、課徴金減免制度の適用事業者であることが認められている。

上記の事実が「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」別表第 2 第 3 号に該当するため。

令和 7 年 7 月 8 日

国立大学法人東海国立大学機構
機構長 松 尾 清 一